

千葉県農業共済組合連合会 事業規程

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 保険事業

第1節 通則（第2条～第19条の2）

第2節 農作物共済に係る保険事業（第20条～第30条）

第3節 家畜共済に係る保険事業（第31条～第40条）

第4節 果樹共済に係る保険事業（第41条～第52条）

第5節 畑作物共済に係る保険事業（第53条～第64条）

第6節 園芸施設共済に係る保険事業（第65条～第75条）

第7節 任意共済に係る保険事業（第76条～第84条）

第3章 損害評価会及び損害評価員（第85条～第91条）

第4章 家畜診療所（第92条～第94条）

第5章 雑則（第95条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、この連合会が農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）に基づいて行う保険事業に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 保険事業

第1節 通則

(事務費の賦課)

第2条 この連合会は、毎事業年度、この連合会が必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費を会員に賦課するものとする。

2 前項の賦課は、次の方式によりするものとし、賦課総額及び賦課単価等は、総会で定める。

- (1) 水稻共済割
- (2) 陸稲共済割
- (3) 麦共済割
- (4) 家畜共済割
- (5) 果樹共済割
- (6) 畑作物共済割
- (7) 園芸施設共済割

3 会員たる農業共済組合が行う任意共済の事務費の賦課額は、建物共済にあつては建物火災共済又は建物総合共済ごと、農機具共済にあつては農機具損害共済又は農機具更新共済ごと（以下「任意共済の種類」と総称する。）の保険金額に任意共済の種類ごとに総会で定める一定の率を乗じて得た金額とする。

4 前項の規定にかかわらず、会員たる農業共済組合がその事業規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の事務費の賦課額は、同項の金額に総会で定める金額を加えた金額とする。

5 第1項の規定による賦課金（以下「賦課金」という。）の払込期限等は、総会で定める。

6 賦課金の払込みの告知は、払い込むべき金額、払込期日及び払込場所を記載した書面をもってするものとする。

(督促)

第3条 この連合会は、保険料又は賦課金を支払わない会員がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促するものとする。

(延滞金)

第4条 この連合会は、保険料（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、その払込みがあるごとに、保険料に分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た金額とする。この条、第5条、第16条、第36条、第46条、第58条、第70条及び第80条において同じ。）又は賦課金を支払わない者から、当該保険料又は賦課金の額につき年10.75パーセントの割合で、払込期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとする。

2 滞納に係る保険料又は賦課金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとする。

3 前2項の規定により計算した金額が1千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 この連合会は、特別の事由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。

(保険料等に関する権利の消滅時効)

第5条 保険料若しくは賦課金又はこれらに係る延滞金を徴収する権利、保険料の返還又は払戻しを受ける権利及び保険金の支払を受け、又はその返還を受ける権利は、3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(保険料等の相殺の制限)

第6条 会員は、この連合会に支払うべき保険料及び賦課金について相殺をもってこの連合会に対抗することができない。

(保険金の額の下限)

第7条 この連合会が会員に対して支払う保険金の金額は、この連合会が政府から支払を受けた再保険金の金額を下回らないものとする。

(損害防止の指導義務)

第8条 会員は、共済目的について、通常すべき管理その他の損害防止についてその組合員を指導しなければならない。

(損害防止の処置の指示)

第9条 この連合会は、会員に、損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができる。この場合には、会員の負担した費用は、この連合会の負担とする。

(損害防止施設)

第10条 この連合会は、家畜診療所のほか、損害の防止のため必要な施設をすることができる。

(調査)

第 11 条 この連合会は、損害の防止又は認定のため必要があるときは、いつでも、共済目的のある土地又は工作物に立ち入り、必要な事項を調査することができる。

(通知義務)

第 12 条 会員は、共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を連合会に通知しなければならない。

(損害認定)

第 13 条 この連合会が支払うべき保険金に係る損害の額の認定は、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号。以下「規則」という。）第 174 条において準用する規則第 82 条の農林水産大臣が定める準則に従ってするものとする。

(損害評価会の意見聴取)

第 14 条 この連合会は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済に係る保険金に係る損害の額を認定するに当たっては、あらかじめ損害評価会の意見を聴くものとする。

(保険金の仮渡し)

第 15 条 この連合会は、保険金の仮渡しをすることができる。

2 前項の規定により仮渡しをする金額の総額は、この連合会が政府から受けた再保険金の概算払の金額を下回らないものとする。

(保険金の支払の免責)

第 16 条 次の場合には、この連合会は、保険金の全部又は一部につき、支払の責任を免れることができる。

- (1) 会員が法令又は事業規程に違反して共済金を支払ったとき。
- (2) 会員が損害額を不当に認定して共済金を支払ったとき。
- (3) 会員がその事業規程に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかったとき。
- (4) 会員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。
- (5) 会員が第 21 条、第 32 条、第 42 条、第 54 条、第 66 条若しくは第 77 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (6) 会員が第 12 条、第 26 条、第 37 条、第 47 条、第 59 条、第 71 条若しくは第 81 条の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (7) 会員が第 8 条の規定による指導を怠ったとき。
- (8) 会員が第 9 条の規定による指示に従わなかったとき。

2 この連合会は、会員が植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）の規定に違反した場合

には、当該違反行為の結果通常生ずべき損害の額については、会員に対して保険金の支払の義務を有しない。

(危険の減少)

第 16 条の 2 保険関係の成立後に、当該保険関係により填補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少したときは、会員は、この連合会に対し、将来に向かって、保険料について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する保険料に至るまでの減額を請求することができる。

(保険関係の無効の場合)

第 17 条 次の場合には、保険関係の全部若しくは一部は無効となり、又は失効する。

- (1) 会員の有する共済関係が無効となり又は失効したとき。
- (2) 会員がその資格を喪失したとき。

第 18 条 保険関係の無効、失効又はこの連合会が保険金支払の責任を免れる場合においても、既に受取った保険料は返還しない。ただし、無効の場合において、会員が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りでない。

(第三者に対する権利の取得)

第 19 条 この連合会は、保険金の支払を行ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、共済事故による損害が生じたことにより会員が取得する債権(以下この条において「会員債権」という。)について当然に会員に代位する。

- (1) この連合会が支払った保険金の額
- (2) 会員債権の額(前号に掲げる額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、会員債権の額から当該不足額を控除した残額)

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額が保険関係により填補すべき損害の額に不足するときは、会員は、会員債権のうちこの連合会が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

(保険関係成立時の書面交付)

第 19 条の 2 この連合会は、各共済に係る保険関係が成立した場合であって、会員が次に掲げる事項を記載した書面の交付を求めたときは、遅滞なく、会員に対し、当該書面を交付しなければならない。

- (1) 連合会の名称
- (2) 会員の名称
- (3) 保険事故
- (4) 保険責任期間の始期及び終期
- (5) 保険金額
- (6) 保険目的を特定するために必要な事項

- (7) 保険料及び賦課金並びにその支払の方法
 - (8) 第 12 条、第 21 条第 2 項、第 26 条第 1 項及び第 2 項、第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 37 条、第 40 条の 3 第 2 項、第 42 条第 2 項、第 47 条第 1 項及び第 2 項、第 52 条第 2 項、第 54 条第 2 項、第 59 条第 1 項及び第 2 項、第 64 条第 2 項、第 66 条第 2 項、第 71 条、第 75 条第 2 項、第 77 条第 2 項並びに第 81 条の通知等をすべき事項
 - (9) 保険関係の成立年月日
 - (10) 書面を作成した年月日
- 2 前項の書面には、連合会長が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 2 節 農作物共済に係る保険事業

(保険関係の成立)

第 20 条 この連合会の会員たる組合等とその組合員又は農作物共済資格者（農作物共済に係る法第 104 条第 2 項に規定する共済資格者をいう。）との間に農作物共済の共済関係が存するときは、農作物保険区分（農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号。以下「令」という。）第 21 条第 1 項の農作物保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 21 条 会員は、毎年、農作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
 - (2) 農作物保険区分
 - (3) 共済金額
 - (4) 共済掛金
 - (5) その他共済関係を明らかにすべき事項
- 2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 22 条 農作物共済に係る保険金額は、農作物保険区分ごと及び会員ごとに次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 農作物異常責任共済金額（共済金額の総額から農作物通常責任共済金額を差し引いて得た金額をいう。以下同じ。）
 - (2) 農作物通常責任共済金額に、農作物責任保険歩合（令第 22 条第 1 項第 2 号の農作物責任保険歩合をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額
- 2 前項の「農作物通常責任共済金額」とは、共済掛金区分（規則第 95 条の共済掛金区

分をいう。この章において同じ。) ごと及び危険段階(同項に規定する危険段階をいう。以下同じ。) ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

- 3 前項の「危険段階別農作物通常標準被害率」とは、農作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率(法第 137 条第 1 項の基準共済掛金率をいう。以下この節において同じ。)の共済掛金標準率(同条第 2 項の共済掛金標準率をいう。以下この節において同じ。)に対する割合を乗じて得た率をいう。
- 4 前項の「農作物通常標準被害率」とは、農作物共済に係る会員の支払うべき共済金の過去一定年間における各年の被害率の標準的な水準を勘案して、共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める率をいう。

(保険料)

第 23 条 農作物共済に係る保険料は、農作物保険区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計したものとする。

(1) 農作物異常責任共済掛金

(2) 共済掛金の総額から農作物異常責任共済掛金を差し引いて得た金額に、農作物責任保険歩合を乗じて得た金額

- 2 前項の「農作物異常責任共済掛金」とは、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。
- 3 前項の「危険段階別農作物保険料基礎率」とは、農作物異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。
- 4 前項の「農作物異常各年被害率」とは、会員の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。

(払込保険料)

第 24 条 会員は、農作物共済について、負担金交付区分(規則第 2 条第 1 項の負担金交付区分をいう。以下同じ。)ごとに、前条に規定する保険料に相当する金額が会員の当該負担金交付区分に係る規則第 2 条第 1 項の組合等別国庫負担金の金額(当該負担金交付区分に係る保険料の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該組合等別国庫負担金及び当該補助金の金額。以下同じ。)を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第 25 条 会員は、農作物共済について、その事業規程で定めた共済掛金払込期限後 2 週間以内に、当該農作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

- 2 第 2 条第 6 項の規定は、農作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 26 条 会員は、農作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 農作物保険区分
- (2) 被害地区
- (3) 災害の種類
- (4) 共済金の支払見込額
- (5) 被害程度別面積の概数
- (6) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、農作物共済について収穫期において当該共済目的の種類ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 農作物保険区分
- (2) 当該責任期間中に発生した災害の種類
- (3) 共済減収量（規則第 97 条第 1 項各号及び附則第 8 条第 1 項により算定された減収量から規則第 96 条第 1 項各号及び附則第 8 条第 2 項に規定する数量（支払開始減収量）を差し引いた数量を会員ごとに合計して得た量をいう。以下この節において同じ。）又は減収量及び生産金額の減少額並びにこれらに係る被害面積
- (4) 共済金の支払見込額
- (5) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 27 条 会員は、農作物共済について支払うべき共済金の金額が確定したときは、遅滞なく、保険金の金額の算出の基礎を記載した書面（以下「損害評価書」という。）を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 28 条 この連合会の支払うべき農作物共済に係る保険金は、農作物保険区分ごと及び会員ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額とする。

- (1) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超えない場合
当該総額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額
- (2) 会員が支払うべき共済金の総額が農作物通常責任共済金額を超える場合
その超える部分の金額に、農作物通常責任共済金額に農作物責任保険歩合を乗じて得た金額を加えて得た金額

(保険金額の削減)

第 29 条 この連合会は、農作物共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、事業年度ごとに、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、保険金額の削減に

より支払われないこととなる保険金の総額は、事業年度ごとに、会員の支払うべき共済金の総額から、農作物通常責任共済金額、農作物異常責任保険金額及び政府の支払うべき再保険金の総額の合計金額を差し引いて得た金額を超えないものとする。

(1) 農作物共済に係る千葉県農業共済組合連合会定款（以下「定款」という。）

第 49 条の不足金填補準備金の金額

(2) 農作物共済に係る定款第 51 条の特別積立金の金額

2 前項の「農作物異常責任保険金額」とは、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

3 前項の「危険段階別農作物異常標準被害率」とは、農作物異常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。

4 前項の「農作物異常標準被害率」とは、農作物異常各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

（保険金支払額及び減収量の公告）

第 29 条の 2 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額並びに共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額を公告するものとする。

（連合会特別交付金）

第 30 条 会員は、農作物共済について法第 126 条後段の費用を負担し、又は法第 127 条の施設をしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 2 月末日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該事業年度の前事業年度において、農作物共済について法第 126 条後段の費用及び法第 127 条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の農作物責任保険歩合を農作物保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率を乗じて得た金額

(2) 連合会の農作物共済に関する勘定に係る当該事業年度の前事業年度の剰余金のうち、特別積立金として積み立てる金額の 2 分の 1 に相当する金額（総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 会員は、毎年 3 月 31 日までに、この連合会に対し、第 1 項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。

3 この連合会は、第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（会員の当該請求に係る金額の合計金額が、農作物共済に関する勘定の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額により按分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第3節 家畜共済に係る保険事業

(保険関係の成立)

第31条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に家畜共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき家畜共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第32条 会員は、毎月、家畜共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 死亡廃用共済又は疾病傷害共済の別
- (3) 共済目的の種類
- (4) 共済金額
- (5) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- (6) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第33条 家畜共済に係る保険金額は、その共済金額の100分の80に相当する金額とする。

(保険料)

第34条 家畜共済に係る保険料は、共済掛金の額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた額に相当する金額（疾病傷害共済に係る保険関係であつて、第38条第1項第2号イに掲げる金額の保険金を支払うものにあつては、共済掛金の額の100分の80に相当する金額に、法第144条第2項第1号に掲げる率の共済掛金率に対する割合を乗じて得た金額）とする。

(払込保険料)

第35条 会員は、家畜共済について、その組合員等に係る保険料に相当する金額が当該組合員等に係る法第12条の規定による負担金の金額を超えるときは、当該保険料の一部に充てるため、その超える部分の金額を、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第36条 会員は家畜共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該家畜共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第2条第6項の規定は、家畜共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 37 条 会員は、家畜共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 38 条 この連合会の支払うべき家畜共済に係る保険金は、死亡廃用共済にあつては第 1 号、疾病傷害共済にあつては第 2 号の金額とする。

- (1) 会員の支払うべき共済金の額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた額に相当する金額
- (2) 次に掲げるいずれかの金額であつて、この連合会とその会員とが協議して定めるもの（保険関係の成立の時までにその協議が調わない場合にあつては、イに掲げる金額）
 - ア 会員の支払うべき共済金の額に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた額に相当する金額
 - イ 会員の支払うべき共済金の額のうち、診療その他の行為によって会員たる組合等の組合員等が負担すべき費用のうち診療技術料等（法第 144 条第 2 項第 2 号の診療技術料等をいう。）以外のものの内容に応じて規則第 166 条の農林水産大臣が定める点数によって共済事故ごとに計算される総点数を規則第 117 条第 1 項の農林水産大臣が定める 1 点の価額に乗じて得た金額の 100 分の 90 に相当する金額（その金額が、会員の支払うべき共済金の金額を超えるときは、その共済金に相当する金額）に保険金額の共済金額に対する割合を乗じた額に相当する金額

(保険関係の協議)

第 39 条 家畜共済に係る保険関係において、この連合会が支払うべき家畜共済に係る保険金の額を前条第 2 号アの金額又はイの金額のどちらの金額にするかは、この連合会と会員とが協議して定めるものとする。

- 2 この連合会の会員は、その組合員（会員が市町村である場合は、当該市町村の家畜共済資格者）から家畜共済の申込みを受けたときは、遅滞なくこの連合会と前項の協議を行うものとする。
- 3 前項の申込みに係る家畜について、共済責任が始まるときまでに第 1 項の協議による決定が行われなかった場合においては、この連合会の支払うべき保険金の金額は前条第 2 号イの金額とする。
- 4 第 1 項の規定による決定は、同一共済掛金期間中は変更することができない。
- 5 第 1 項の協議は、文書をもってする。

(保険金の支払とみなされる場合)

第 40 条 疾病傷害共済に付した家畜につき共済事故が発生した場合において、この連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、この連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を支払ったものとみなす。

2 前項の場合において、第 38 条第 1 項第 2 号の金額の保険金を支払うべき家畜について診療を行うときは、この連合会の会員は、当該診療に要する費用のうち診療技術料等に相当する金額を、前もってこの連合会に支払わなければならない。

(保険金額の削減)

第 40 条の 2 この連合会は、家畜共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、事業年度ごとに、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、保険金額の削減により支払われないこととなる保険金の総額は、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、家畜通常責任保険金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えないものとする。

(1) 家畜共済に係る定款第 49 条の不足金填補準備金の金額

(2) 家畜共済に係る定款第 51 条の特別積立金の金額

2 前項の「家畜通常責任保険金額」とは、家畜共済区分（規則第 210 条第 1 項に規定する家畜共済区分をいう。）ごと及び危険段階ごとの同項の経過総保険金額に危険段階別家畜通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

3 前項の「危険段階別家畜通常標準被害率」とは、家畜通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率（法第 144 条第 1 項の基準共済掛金率をいう。）の共済掛金標準率（同条第 3 項の共済掛金標準率をいう。）に対する割合を乗じて得た率をいう。

4 前項の「家畜通常標準被害率」とは、家畜各年被害率の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

(連合会特別交付金)

第 40 条の 3 会員は、家畜共済について法第 126 条後段の費用を負担し、又は法第 127 条若しくは第 128 条第 1 項の施設（損害防止のため必要な施設に限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 2 月末日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該事業年度の前事業年度において、家畜共済について法第 126 条後段の費用並びに法第 127 条及び第 128 条第 1 項の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 連合会の家畜共済に関する勘定に係る当該事業年度の前事業年度の剰余金のうち、特別積立金として積み立てる金額の 2 分の 1 に相当する金額（総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金

額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

- 2 会員は、毎年3月31日までに、この連合会に対し、前項第1号に掲げる金額を通知するものとする。
- 3 この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（会員の当該請求に係る金額の合計金額が、家畜共済に関する勘定の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額により按分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第4節 果樹共済に係る保険事業

（保険関係の成立）

第41条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に果樹共済の共済関係が存するときは、果樹保険区分（令第21条第3項の果樹保険区分をいう。以下同じ。）ごとに、この連合会と会員との間に、当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

（引受通知書）

第42条 会員は、毎年、果樹共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 果樹保険区分
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- (5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

（保険金額）

第43条 果樹共済に係る保険金額は、果樹保険区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 果樹異常責任共済金額（共済金額の総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額をいう。以下同じ。）の100分の90に相当する金額
- (2) 共済金額の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合（令第24条第1項第2号の農林水産大臣が定める割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額

2 前項第1号の「果樹通常責任共済金額」とは、共済掛金区分（規則第127条及び第128条の共済掛金区分をいう。）ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

3 前項の「危険段階別果樹通常標準被害率」とは、農林水産大臣が共済掛金区分ごと

に定める果樹通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率（法第 149 条第 1 項の基準共済掛金率をいう。以下この節において同じ。）の共済掛金標準率（同条第 2 項の共済掛金標準率をいう。以下この章において同じ。）に対する割合を乗じて得た率をいう。

- 4 前項の「果樹通常標準被害率」とは、会員の支払うべき共済金の総額に係る過去一定年間における各年の被害率（以下「果樹各年被害率」という。）の標準的な水準を勘案して、農林水産大臣が定める率をいう。

（保険料）

第 44 条 果樹共済に係る保険料は、果樹保険区分ごと及び会員ごとに、次の金額を合計して得た金額とする。

- (1) 果樹異常責任共済掛金の 100 分の 90 に相当する金額
- (2) 共済掛金の総額から前号に掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

- 2 前項第 1 号の「果樹異常責任共済掛金」とは、共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別果樹保険料基礎率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

- 3 前項の「危険段階別果樹保険料基礎率」とは、果樹異常各年被害率を基礎として共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める保険料基礎率に、危険段階ごとに基準共済掛金率の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。

- 4 前項の「果樹異常各年被害率」とは、果樹各年被害率のうち果樹通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率をいう。

（払込保険料）

第 45 条 会員は、果樹共済について、負担金交付区分ごとに、当該負担金交付区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該負担金交付区分に係る規則第 2 条第 1 項の組合等別国庫負担金の金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

（保険料の払込期限及びその徴収方法）

第 46 条 会員は、果樹共済について、その事業規程で定めた共済掛金払込期日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、それぞれの共済掛金払込期日）後 2 週間以内に、当該果樹共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

- 2 第 2 条第 6 項の規定は、果樹共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

（損害の通知）

第 47 条 会員は、果樹共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めたときは、損害発生後遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 果樹保険区分
- (2) 被害地区

- (3) 災害の種類
 - (4) 共済金の支払見込額
 - (5) 当該共済金の支払見込額に係る減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）の概数
 - (6) その他災害の状況を明らかにすべき事項
- 2 会員は、果樹共済について収穫期において当該果樹保険区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。
- (1) 果樹保険区分
 - (2) 当該責任期間中に発生した災害の種類
 - (3) 減収量、減収金額、果実の品質の低下の程度若しくは生産金額の減少額又は損害の額及びこれらに係る被害面積（樹体共済に係るものについては、被害面積及び樹齢別被害本数）
 - (4) 共済金の支払見込額
 - (5) その他保険金の金額の決定に必要な事項

（保険金の請求）

第 48 条 会員は、果樹共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

（保険金の支払額）

第 49 条 この連合会が支払うべき果樹共済に係る保険金は、果樹保険区分ごと及び会員ごとに次の金額とする。

- (1) 会員が支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超えない場合
当該総額に果樹責任保険歩合を乗じて得た金額
- (2) 会員が支払うべき共済金の総額が果樹通常責任共済金額を超える場合
次の金額を合計して得た金額
 - イ 当該総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の 100 分の 90 に相当する金額
 - ロ 当該総額からイに掲げる金額を差し引いて得た金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額

（保険金額の削減）

第 50 条 この連合会は、果樹共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、事業年度ごとに、果樹共済に係る定款第 49 条の不足金填補準備金の金額及び果樹共済に係る定款第 51 条の特別積立金の金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、保険金額の削減により支払われないこととなる保険金の総額は、第 1 号及び第 2 号に掲げる金額の合計金額から第 3 号に掲げる金額を差し引いて得た金額を超えないものとする。

- (1) 会員たる組合等の支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の90に相当する金額
- (2) 会員たる組合等の支払うべき共済金の総額から果樹通常責任共済金額を差し引いて得た金額の100分の10に相当する金額に、果樹責任保険歩合を乗じて得た金額
- (3) 政府の支払うべき再保険金の総額

(保険金支払額、減収量等の公告)

第51条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額及び減収量、減収金額若しくは生産金額の減少額又は損害の額を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第52条 会員は、果樹共済について法第126条後段の費用を負担し、又は法第127条の施設をしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年2月末日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

- (1) 当該事業年度の前事業年度において、果樹共済について法第126条後段の費用及び法第127条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の果樹責任保険歩合を果樹保険区分ごとの当該事業年度の前事業年度の共済掛金の合計金額により加重平均して得た率を乗じて得た金額
- (2) 連合会の果樹共済に関する勘定に係る当該事業年度の前事業年度の剰余金のうち特別積立金として積み立てる金額の2分の1に相当する金額（総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 会員は、毎年3月31日までに、この連合会に対し、前項第1号に掲げる金額を通知するものとする。

3 この連合会は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（会員の当該請求に係る金額の合計金額が、果樹共済に関する勘定の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額により按分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第5節 畑作物共済に係る保険事業

(保険関係の成立)

第53条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に畑作物共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき畑作物共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 54 条 会員は、毎年、畑作物共済について共済責任期間の開始後遅滞なく、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 畑作物共済掛金区分（規則第 147 条の共済掛金区分をいう。以下同じ。）
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨
- (5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 55 条 畑作物共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険料)

第 56 条 畑作物共済に係る保険料は、共済掛金の額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(払込保険料)

第 57 条 会員は、畑作物共済について、負担金交付区分ごとに、当該負担金交付区分に係る保険料に相当する金額から会員の当該負担金交付区分に係る規則第 2 条第 1 項の畑作物共済に係る組合等別国庫負担金の金額を差し引いて得た金額を当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及びその徴収方法)

第 58 条 会員は、畑作物共済について、その事業規程で定めた共済掛金払込期日（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあつては、それぞれの共済掛金払込期日）後 2 週間以内に、当該畑作物共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、畑作物共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 59 条 会員は、畑作物共済について保険金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、損害発生後遅滞なく次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

- (1) 畑作物共済掛金区分
- (2) 被害地区
- (3) 災害の種類
- (4) 共済金の支払見込額
- (5) 当該共済金の支払見込額に係る共済減収量（規則第 149 条第 1 項各号及び附

則第 17 条第 1 項により算定された減収量から規則第 148 条第 1 項各号及び附則第 17 条第 4 項に規定する数量（支払開始減収量）を差し引いた数量を会員ごとに合算した数量をいう。以下この節において同じ。））、生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積の概数又は被害程度別箱数の概数

(6) その他災害の状況を明らかにすべき事項

2 会員は、畑作物共済について収穫期又は各蚕期の収繭期において当該畑作物共済掛金区分ごとの損害が確定するに至ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項をこの連合会に通知しなければならない。

(1) 畑作物共済掛金区分

(2) 当該共済責任期間中（蚕繭に係るものにあつては、当該蚕期中）に発生した災害の種類

(3) 共済減収量、生産金額の減少額及びこれらに係る被害面積又は被害程度別箱数

(4) 共済金の支払見込額

(5) その他保険金の金額の決定に必要な事項

(保険金の請求)

第 60 条 会員は、畑作物共済について支払うべき共済金の金額が決定したときは、遅滞なく、損害評価書を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

(保険金の支払額)

第 61 条 この連合会が支払うべき畑作物共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 62 条 この連合会は、畑作物共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、事業年度ごとに、次に掲げる金額の合計金額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、保険金額の削減により支払われないこととなる保険金の総額は、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から、畑作物通常責任保険金額と政府の支払うべき再保険金の総額の合計金額を差し引いて得た金額を超えないものとする。

(1) 畑作物共済に係る定款第 49 条の不足金填補準備金の金額

(2) 畑作物共済に係る定款第 51 条の特別積立金の金額

2 前項の「畑作物通常責任保険金額」とは、畑作物共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの保険金額の総額に危険段階別畑作物通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

3 前項の「危険段階別畑作物通常標準被害率」とは、畑作物各年被害率を基礎として畑作物共済掛金区分ごとに農林水産大臣が定める畑作物通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率（法第 154 条第 1 項の基準共済掛金率をいう。）の共済掛金標準率（同条第 2 項の共済掛金標準率をいう。）に対する割合を乗じて得た率をいう。

(保険金支払額、減収量の公告)

第 63 条 この連合会は、保険金の支払額の決定後遅滞なく、会員ごとに、保険金の支払額、共済減収量及び生産金額の減少額を公告するものとする。

(連合会特別交付金)

第 64 条 会員は、畑作物共済について法第 126 条後段の費用を負担し、又は法第 127 条の施設をしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 2 月末日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該事業年度の前事業年度において、畑作物共済について法第 126 条後段の費用及び法第 127 条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 連合会の畑作物共済に関する勘定に係る当該事業年度の前事業年度の剰余金のうち、特別積立金として積み立てる金額の 2 分の 1 に相当する金額（総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 会員は、毎年 3 月 31 日までに、この連合会に対し、前項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。

3 この連合会は、第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（会員の当該請求に係る金額の合計金額が、畑作物共済に関する勘定の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額により按分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第 6 節 園芸施設共済に係る保険事業

(保険関係の成立)

第 65 条 この連合会の会員たる組合等と、その組合員との間に園芸施設共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき園芸施設共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第 66 条 会員は、毎月、園芸施設共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

(1) 会員の名称又は略称

(2) 施設区分（規則第 157 条第 5 号に規定する区分をいう。）

(3) 共済金額

(4) 共済掛金及び共済掛金を分割して払い込むことを認めたときはその旨

(5) その他共済関係を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、会員は、遅滞なくその旨をこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第 67 条 園芸施設共済に係る保険金額は、その共済金額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険料)

第 68 条 園芸施設共済に係る保険料は、共済掛金の額の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(払込保険料)

第 69 条 会員は、園芸施設共済について、その組合員等に係る保険料に相当する金額から当該組合員等に係る法第 15 条の規定による負担金の金額を差し引いて得た金額を、当該保険料の一部に充てるため、この連合会に払い込むものとする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第 70 条 会員は、園芸施設共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該園芸施設共済に係る保険料（共済掛金が分割して会員に払い込まれる場合にあっては、その払込みがあるごとに、保険料の分割払込額の共済掛金に対する割合を乗じて得た金額とする。第 2 条、第 14 条及び次項において同じ。）をこの連合会に払い込まなければならない。

2 第 2 条第 6 項の規定は、園芸施設共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第 71 条 会員は、園芸施設共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過
- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 72 条 この連合会が支払うべき園芸施設共済に係る保険金は、会員たる農業共済組合が支払うべき共済金の 100 分の 90 に相当する金額とする。

(保険金額の削減)

第 73 条 この連合会は、園芸施設共済に係る保険金の支払に不足を生ずる場合には、次に掲げる金額の合計額をその支払に充ててもなお不足を生ずる場合に限り、保険金額の削減を行うことができる。この場合において、保険金額の削減により支払われない

こととなる保険金の総額は、事業年度ごとに、支払うべき保険金の総額から園芸施設通常責任保険金額を差し引いて得た金額の 100 分の 5 に相当する金額を超えないものとする。

(1) 園芸施設共済に係る定款第 49 条の不足金填補準備金の金額

(2) 園芸施設共済に係る定款第 51 条の特別積立金の金額

2 前項の「園芸施設通常責任保険金額」は、共済掛金区分等（規則第 217 条第 1 項に規定する共済掛金区分等をいう。）ごと及び危険段階ごとの同項の経過総保険金額に危険段階別園芸施設通常標準被害率を乗じて得た金額を合計して得た金額をいう。

3 前項の「危険段階別園芸施設通常標準被害率」とは、農林水産大臣が共済掛金区分等ごとに定める園芸施設通常標準被害率に、危険段階ごとに基準共済掛金率（法第 160 条第 1 項の基準共済掛金率をいう。）の共済掛金標準率（同条第 2 項の共済掛金標準率をいう。）に対する割合を乗じて得た率をいう。

4 第 1 項の規定による保険金額の削減は、当該事業年度中に支払の事由が生じた保険金額のすべてについて行うものとする。

第 74 条 この連合会は、決算において保険金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に保険金額を削減して支払うことができる。

（連合会特別交付金）

第 75 条 会員は、園芸施設共済について法第 126 条後段の費用を負担し、又は法第 127 条の施設をしようとする場合には、毎事業年度、この連合会に対し、次に掲げる金額のいずれか小さい金額を限度として、毎年 2 月末日までに、連合会特別交付金の交付を請求することができる。

(1) 当該事業年度の前事業年度において、園芸施設共済について法第 126 条後段の費用及び法第 127 条の施設をするのに必要な費用として支払った金額に、当該事業年度の前事業年度の総保険金額の総共済金額に対する割合を乗じて得た金額

(2) 連合会の園芸施設共済に関する勘定に係る当該事業年度の前事業年度の剰余金のうち特別積立金として積み立てる金額の 2 分の 1 に相当する金額（総会の議決を経て特別積立金の金額を超えない範囲内で異なる金額を定めたときは、その金額）に当該会員の前号に掲げる金額のこの連合会の会員の前号に掲げる金額を合計して得た金額に対する割合を乗じて得た金額

2 会員は、毎年 3 月 31 日までに、この連合会に対し、前項第 1 号に掲げる金額を通知するものとする。

3 この連合会は、第 1 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る金額（会員の当該請求に係る金額の合計金額が、園芸施設共済に関する勘定の特別積立金の金額を超えるときは、その金額を会員ごとの当該請求に係る金額により按分した額）を連合会特別交付金として交付するものとする。

第7節 任意共済に係る保険事業

(保険関係)

第76条 この連合会の会員たる農業共済組合と、その組合員との間に任意共済の共済関係が存するときは、この連合会と会員との間に当該共済関係につき任意共済に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(引受通知書)

第77条 会員は、毎月、任意共済について、次の事項を記載した引受通知書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 会員の名称又は略称
- (2) 共済金額
- (3) 共済掛金
- (4) その他共済目的を明らかにすべき事項

2 前項の規定により通知した事項に変更が生じたときは、会員は、遅滞なくこの連合会に通知しなければならない。

(保険金額)

第78条 任意共済に係る保険金額は、任意共済の種類ごとの共済金額に相当する金額とする。

(保険料)

第79条 任意共済に係る保険料は、前条の保険金額に任意共済に係る保険料率を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の任意共済に係る保険料率は、会員たる農業共済組合がその事業規程で定めた共済掛金率と同率とする。
- 3 会員たる農業共済組合がその事業規程で定めた収容農産物補償特約をする場合における建物総合共済の保険料は、第1項の金額に当該収容農産物補償特約に係る共済掛金の金額を加えた金額とする。

(保険料の払込期限及び徴収方法)

第80条 会員は、任意共済について、毎月、次項の規定により告知された払込期日までに、当該任意共済に係る保険料をこの連合会に払い込まなければならない。

- 2 第2条第6項の規定は、任意共済に係る保険料の払込みの告知について準用する。

(損害の通知)

第81条 会員は、任意共済について、保険金の支払を受けるべき損害が発生したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を添えて、保険金の支払請求書をこの連合会に提出しなければならない。

- (1) 共済事故の種類、その原因及び経過

- (2) 会員が支払うべき共済金及びその算出の基礎
- (3) その他必要な事項

(保険金の支払額)

第 82 条 この連合会の支払うべき任意共済に係る保険金は、会員が支払うべき共済金の金額に相当する金額とする。

(共済事業の承認)

第 83 条 この連合会は、この連合会の会員たる農業共済組合が都道府県連合会模範事業規程例（平成 16 年 1 月 9 日付け 15 経営第 5367 号農林水産事務次官依命通知）第 3 章の規定と同種の規定及び次条の建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率と同率の共済掛金率によりそれぞれ建物共済及び農機具共済を行う場合に限り、当該農業共済組合の任意共済につき、法第 99 条第 5 項の規定による承認をするものとする。

(建物基準共済掛金率及び農機具基準共済掛金率)

第 84 条 この連合会は、別に定めるところにより、建物基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う建物共済に係る共済掛金率の基準をいう。）及び農機具基準共済掛金率（この連合会の会員たる農業共済組合が行う農機具共済に係る共済掛金率の基準をいう。）を設定し、又は変更するものとする。

第 3 章 損害評価会及び損害評価員

(損害評価会の設置)

第 85 条 この連合会に、損害評価会を置く。

- 2 損害評価会は、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査審議する。
- 3 損害評価会は、前項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が総会の承認を得て選任した委員 50 人以内をもって組織する。

(損害評価会の委員の任期)

第 86 条 損害評価会の委員の任期は、3 年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、定数の補充によって選任された委員の任期は、退任した委員の残任期間とする。

- 2 任期満了によって退任した委員は、後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

(損害評価会の会長)

第 87 条 損害評価会に会長を置く。

- 2 会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(損害評価会の部会)

第 88 条 損害評価会に、農作物共済部会、家畜共済部会、果樹共済部会、畑作物共済第一部会（農作物）、畑作物共済第二部会（蚕繭）、園芸施設共済部会及び任意共済部会を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、損害評価会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 損害評価会においてその旨を議決したときは、部会の決議をもって損害評価会の決議とすることができる。
- 6 前条第 4 項の規定は、部会長について準用する。

(損害評価会の会議)

第 89 条 損害評価会の会議は、会長が招集する。

- 2 部会の会議は、部会長が招集する。
- 3 損害評価会の会議及び部会の会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(損害評価員)

第 90 条 この連合会に損害評価員 4 0 0 人以内を置く。

- 2 損害評価員は、会長の命を受けて、共済目的の評価、損害の認定及び損害の防止等に関する事務に従事する。
- 3 損害評価員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(報酬)

第 91 条 損害評価会の委員及び損害評価員には、総会の議決により報酬その他の給与を支給する。

第 4 章 家畜診療所

(設置)

第 92 条 この連合会に、家畜診療所を置く。

- 2 家畜診療所は、家畜共済に付した家畜の診療及び損害防止等を行う。
- 3 家畜診療所は、前項の事業に支障がない場合に限り、家畜共済に付していない牛、馬又は豚の診療を行うことができる。

- 4 診療料金は、農林水産大臣が定める点数及び家畜診療所の運営の状況を勘案して総会において定める。
- 5 この事業規程に規定するもののほか、家畜診療所の運営に関し必要な事項は、家畜診療所運営規則で定める。
- 6 前項の家畜診療所運営規則は、理事会において定める。

(家畜診療所運営委員)

第 93 条 家畜診療所の適正な運営を図るため、この連合会に家畜診療所運営委員 30 人以内を置き、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

- 2 家畜診療所運営委員は、会長の諮問に応じて、家畜診療所の運営に関する重要事項について調査し、会長に建議する。
- 3 第 86 条の規定は、家畜診療所運営委員の任期について準用する。

(報酬)

第 94 条 家畜診療所運営委員には総会の議決により、報酬その他の給与を支給する。

第 5 章 雑 則

(事務の受託)

第 95 条 この連合会は、定款第 5 条の規定による保険事業のほか、独立行政法人農林漁業信用基金の委託を受けて、独立行政法人農林漁業信用基金が法第 214 条第 1 項の規定により行う農業共済組合に対する資金の貸付け又は債務の保証の業務のうち、貸付け若しくは債務の保証の申込みの受付に関する業務、貸付金の回収に関する業務（償還金の受領に関することを除く。）又は独立行政法人農林漁業信用基金が弁済した保証債務の求償に関する業務（求償金の受領に関することを除く。）を行うことができる。

附 則 議決・平成 16 年 2 月 24 日第 80 回臨時総会

認可・平成 16 年 3 月 29 日 15 経営第 7 3 2 2 号

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する農作物共済の共済関係から適用するものとする。
- 3 家畜共済に係る規定は、施行日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済の共済関係から適用するものとする。
- 4 収穫共済に係る規定は、平成 17 年産の果樹に係る収穫共済の共済関係から適用するものとする。
- 5 畑作物共済に係る規定は、平成 16 年産（蚕繭にあつては平成 17 年産）の農作物及

び蚕繭に係る共済関係から適用するものとする。

- 6 園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとする。
- 7 任意共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間の開始する任意共済の共済関係から適用するものとする。ただし、失火見舞費用共済金に係る規定については、平成16年4月1日から適用するものとする。

附 則 議決・平成18年 6月23日第87回通常総会
認可・平成18年 9月12日18経営第3539号

- 1 この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 農作物共済に係る規定は、平成19年産から適用するものとする。
- 3 農機具共済に係る規定は、平成19年4月1日から適用するものとする。

附 則 議決・平成19年 3月 1日第89回臨時総会
認可・平成19年 3月29日18経営第7709号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成22年 3月17日第97回臨時総会
認可・平成22年 3月31日21経営第7096号

- 1 この保険規程の変更は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 施行日前に共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。
- 3 改正後の第16条の2、第94条第2項、第103条、第112条の2、第113条第1項（第112条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第136条、第143条の2、第144条第1項（第143条の2の規定による解除に係る部分に限る。）及び第2項第2号、第154条第2項並びに第166条第2項の規定は、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係及び当該共済関係に係る保険関係についても、適用する。
- 4 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済事故が施行日以後に発生した場合には、改正後の第119条第1項及び第2項並びに第160条第1項及び第2項の規定を適用する。
- 5 施行日前に共済責任期間の開始する共済関係に係る共済金の支払を請求する権利（施行日前に発生した共済事故に係るものを除く。）の譲渡又は差押えが施行日以後にされた場合には、改正後の第119条第3項及び第160条第3項の規定を適用する。

附 則 議決・平成22年 6月24日第98回通常総会
認可・平成22年 7月12日22経営第1937号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成 26 年 3 月 26 日第 107 回臨時総会

認可・平成 26 年 4 月 11 日農林水産省指令 26 経営第 37 号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成 29 年 3 月 16 日第 114 回臨時総会

認可・平成 29 年 3 月 29 日農林水産省指令 28 経営第 3193 号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

附 則 議決・平成 30 年 3 月 8 日第 117 回臨時総会

認可・平成 30 年 3 月 23 日農林水産省指令 29 経営第 3444 号

この保険規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日又は平成 30 年 4 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 議決・平成 30 年 6 月 25 日 第 118 回通常総会

認可・平成 30 年 7 月 23 日 農林水産省指令 30 経営第 985 号

- 1 この規程の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任の開始する家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係に係る保険関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係に係る保険関係については、変更前の規定は、なおその効力を有する。この場合において、変更前の第 1 条中「農業災害補償法」とあるのは「農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 74 号）による改正前の農業災害補償法」とする。
- 3 変更後の保険金額の削減に係る規定は、平成 34 事業年度から適用するものとし、平成 33 事業年度以前の事業年度における保険金額の削減については、なお従前の例による。
- 4 変更後の連合会特別交付金に係る規定は、平成 35 事業年度から適用するものとし、平成 34 事業年度以前の事業年度における連合会特別交付金については、なお従前の例による。
- 5 平成 33 年 3 月 31 日までに共済責任期間（家畜共済にあつては共済掛金期間）の満了する共済関係に係る保険関係に係る保険料の無事戻しについては、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、変更前の規定の例により、行うことができる。
- 6 平成 32 年 1 月 1 日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る変更後の第 38 条の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「金額の 100 分の 90 に相当する金額」とあるのは「金額」とする。